

制度概要

佐世保市中小企業工コ資金保証制度(略称 佐世保工コ)		
目 的	環境に配慮した経営に積極的に取り組む中小企業者に対し、CO2削減、省エネ対策、節電対策等のために必要な資金の円滑な融通が図られることを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	佐世保市内で1年以上事業を継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業用車としての低公害車を購入しようとするもの。 ②新エネルギー又は省エネルギー設備を導入しようとするもの。 ③雨水・再生水利用システム設備を導入しようとするもの。 ④廃棄物リサイクル設備を導入しようとするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の処分を業として行う者を除く。) ⑤ISO14000シリーズの取得及び導入をしようとするもの。 ⑥その他、市長が特別に認める整備及び設備等を導入しようとするもの。	
対 象 資 金	保証の対象①から⑥のいずれかに該当する設備の導入等に必要な設備資金 ※エネルギー対策保険を利用する場合は、エネルギーの使用の合理化に資する施設(燃料電池設備)又は非化石エネルギーを使用する施設(太陽光発電設備・風力発電設備・水力発電設備・地熱発電設備・太陽熱利用装置・大気中の熱その他の自然界に存する熱)を利用するための装置・バイオマスエネルギー利用設備)の設置に係る費用に限る。	
保証条件	貸付限度額	1,000万円以内 (ただし、対象事業費を限度とする)
	保証期間	設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内)
	返済方法	分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.25%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.30%~1.75% ※通常の責任共有保証料率から0.15%引き下げた料率を適用する。 ②エネルギー対策保険に係る保証の場合 年 1.00%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用しない。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	佐世保市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 基準料率が年0.85%以上の保証について、年0.10%~0.70% ②エネルギー対策保険に係る保証の場合 年0.40% ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	①設備等の見積書及び資金用途確認資料 ②エネルギー対策保険を利用する場合は、省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書 ③市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ④その他協会が必要とする書類	
留 意 事 項	—	
実 施 日	平成24年6月1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	